

中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約について

1 総則

一般的には水道使用水量の算出は、受水槽への給水装置に設置されたメーターの計量により水道水量の算定がされる。しかし、今日では中高層住宅が多く建設され、一般の個別住宅と中高層住宅の個々の居住者との間に水道料金の算定の上で公平を欠くために、本市においては、市長と中高層住宅の設置者、又は管理者との間に特別契約の締結をした場合のみ受水槽以下の個別居住者の給水設備に設置されたメーター（子メーター）の計量により使用水量として水道料金が算定される。

2 目的

中高層住宅は、商店及び事務所関係のビル等と異なり、一般の個別住宅と変わるところなく、中高層住宅の設置者、又は管理者から要望があった場合においては、市長との間の契約により中高層住宅の水道についても、その個々の居住者を供給対象とし一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱を行い、中高層住宅受給者の公平を期すことを目的とする。

3 対象建物の範囲及び適用要件

- (1) 受水槽から配水を受ける住宅であること。
- (2) 各戸の給水設備は、水道メーターから先がそれぞれ独立していること。
- (3) 給水設備に設置する各戸の水道メーターは、市長の承認した集中受信装置による遠隔指示集中検針方式メーター（以下「遠隔メーター」という。）で、かつ、市長の定める設置基準に適合したものを取り付けなければならない。
- (4) 各戸の給水装置において、メーターユニットの使用を認める。ただし、必ず1次側に止水栓、2次側に逆止弁を設置すること。止水栓については、施行基準に定められている材料または同等品以上の閉栓ロック機能を有するものを使用すること。
- (5) 遠隔メーターの受信装置は、各棟1階の1ヵ所へ集中し、将来の維持管理及び検針に適する場所に設置しなければならない。
- (6) その他必要な条件は、別添「中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約書」によるものとする。

4 申請手続

特別契約の適用を受けようとする場合は、予め工事種別ごとの書類と以下の書類を添付すること。

- (1) 中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約締結依頼書（管理者指定用紙）
1部
- (2) 管理人選定（変更）届（管理者指定用紙）1部
- (3) R栓番調書
- (4) 受水槽以降の平面図・立面図
各部屋番号を入れること。
- (5) 各戸メーター器及びメーター集中検針盤の構造図

5 留意事項

3階以上の中高層建物については、受水槽により給水するものとする。

中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約書を結ぶとともに、管理人選定届を提出すること。

各戸メーターに凍結のおそれがある場合は、凍結防止対策をすること。

各戸メーターには、R栓番、部屋番号を書いたプレートを設置すること。

メーター設置後8年の検定期間満了時には、遠隔メーターを交換すること。

遠隔メーターを交換する場合は、遠隔指示集中検針方式メーター交換計画書を提出し施工するとともに、完了時には遠隔指示集中検針方式メーター交換報告書を提出すること。

6 検査

中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約書提出後、市長の指定する日時に、管理人、メーターメーカー、豊川市指定給水装置工事事業者立会のもとに施設の基準検査及び一斉検針により、指針合わせを行うものを確認する。

7 その他

加入金については、親メーターの口径に基づくものとする。